

# 長野県高圧ガス容器管理指針 運用マニュアル

長野県高圧ガス協会  
長野県高圧ガス地域防災協議会  
長野県一般高圧ガス保安協会  
長野県

# 「長野県高圧ガス容器管理指針」運用マニュアル

## 1. 指針の目的

この指針は高圧ガス保安法の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費を確保するための自主保安活動を促進し、高圧ガス容器による災害の発生を防止することを目的とする。

### ○関連条文

(目的) 高圧ガス保安法第 1 条

#### <抜粋>

この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

### ◇説明

当指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の目的に示されているように高圧ガスを供給する事業者と消費する事業者及び関係団体が「自主的な保安活動」を進める上で明確な指標として位置づけ、長野県内における高圧ガス容器の管理の適正化及び高圧ガスを安全に消費するための自主的な保安活動への取組みを進めることにより高圧ガスによる災害及び放置容器の発生を無くし、長野県民の安全確保を図ることを目的としています。

## 2. 対象

この指針は高圧ガス容器（高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器で内容積 1 リットル以上の容器をいう。）を使用し高圧ガスの販売、製造、貯蔵、移動、消費を行う者及び関係団体を対象とする。

### ○関連条文

(製造の方法) 高圧ガス保安法第 41 条

### ◇解説

当指針は、第 1 条（目的）に示されているように高圧ガスを供給する事業者と消費する事業者及び関係団体が取り扱う高圧ガス容器を対象としています。当指針では高圧ガス保安

法に定めがない事項についても、一定の努力義務を定めていることや専門性、反復継続性及び取扱量を勘案し、1リットル以上の内容積の容器を対象とします。但し、個人が消費する医療用酸素など、他法令等で別途規定がある事項については対象外としました。

**【対象外の例】**

- ・個人が家庭で消費する医療用酸素
- ・個人が家庭で消費する液化石油ガス
- ・家庭用エアコンに使用されるフロンガス
- ・内容積1リットル以下の容器
- ・スプレー缶、消火器、カセットボンベ など

**3. 消費事業者がとるべき措置**

消費事業者は、次の措置をとるよう努力するものとする。

- ① 高圧ガス保安法の基準を遵守し貯蔵、移動及び消費を行う。

○関連条文

(貯蔵) 高圧ガス保安法第15条、一般則第18条、液石則第19条

(移動) 高圧ガス保安法第23条、一般則第50条、液石則第49条

(消費) 高圧ガス保安法第24条の5、一般則第60条、液石則第58条

◇解説

**【高圧ガス容器の貯蔵方法】**

高圧ガス保安法をはじめ、労働安全衛生法、消防法などの関係法令や本マニュアルに従い、災害の発生及び高圧ガス事故の防止に努めてください。

高圧ガスを貯蔵する場合の主な注意点は、下記の通りです。

- (1) 充填容器と残ガス容器は、それぞれ区分して保管する。
- (2) 可燃性ガス、毒性ガス容器は、それぞれ区分して保管する。
- (3) 充填容器は、常に40℃以下の場所で保管する。
- (4) 溶解アセチレン容器、液化ガス容器は立てて保管する。
- (5) 転倒、転落などによる衝撃及び容器バルブの損傷の防止対策を行う。
- (6) 粗暴な取り扱いをしない。
- (7) 通風又は換気の不十分な場所に保管しない。
- (8) 火気を使用する場所（火気から2m以内）及びその付近には保管しない。

**【高圧ガスの移動方法】**

高圧ガス保安法をはじめ、労働安全衛生法、消防法などの関係法令や本マニュアルに従い、災害の発生及び高圧ガス事故の防止に努めてください。

高圧ガスを移動する場合の主な注意点は、下記の通りです。

- (1) 充填容器を車両に積載して移動する時は、車両の見易い箇所に警戒票を掲げる。
- (2) 容器の温度は、常に 40℃以下に保つ。
- (3) 容器等は、転倒、転落などによる衝撃及び容器バルブの損傷の防止対策を行う。
- (4) 容器を乱暴に取り扱わない。
- (5) 酸素と可燃性ガスのバルブは相互に向き合わないよう積載する。
- (6) 可燃性ガス又は酸素等の運搬には消火器、イエローカード及び防災工具を携行する。
- (7) 溶解アセチレン容器、液化ガス容器は立てて運搬する。

#### 【高圧ガスの消費方法】

高圧ガス保安法をはじめ、労働安全衛生法、消防法などの関係法令や本マニュアルに従い、災害の発生及び高圧ガス事故の防止に努めてください。

高圧ガスを消費する場合の主な注意点は、下記の通りです。

- (1) 容器等のバルブは静かに開閉する。
- (2) 容器等は、転倒、転落などによる衝撃及び容器バルブの損傷の防止対策を行う。
- (3) 容器を乱暴に取り扱わない。
- (4) 容器の温度は、常に 40℃以下に保つ。
- (5) 容器等は、湿気、水滴などによる腐食が発生しないようにする。
- (6) 可燃性ガス及び毒性ガスの消費は、通風の良い場所で行う。
- (7) 可燃性ガス及び酸素の消費設備から 5m以内は火気厳禁とし、適切な消火設備を設ける。
- (8) 溶接又は切断用のアセチレンガスの消費は、逆火、漏えい、爆発などによる災害を防ぐ手立てを行う。
- (9) 溶解アセチレン容器、液化ガス容器は立てて消費する。
- (10) 消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上消費設備の作動状況について点検する。

② 事業所には、高圧ガス容器管理台帳（供給事業者の発行する納品書、受領書の保管でも可）を備え、高圧ガス容器管理担当者を選任し高圧ガス容器の管理を行う。

#### ○関連条文

（帳簿）一般則第 95 条第 3 項、液石則第 93 条第 3 項

※消費事業者への法令等の規制はありません（努力義務、自主保安を基本としております）

◇解説

供給事業者のとるべき措置では、「消費先での容器所在確認の徹底」が義務付けられており、供給事業者と消費者の相互の協力により、消費現場での保安確保を図ると同時に、容器の管理強化によって不明容器を無くし、容器に起因する災害を未然に防ぐものです。

従って、高圧ガス容器の受入れ及び引渡しについて、管理責任者またはこれに代わる権限を有する者を選任頂き、容器授受簿等により常時管理をお願いします。また、供給事業者より高圧ガス容器の受入れ（荷降ろし）や供給事業者への引渡し（返却）の際の立会い及び消費事業所から社外（出張工事現場等）に持ち出される高圧ガス容器については、常に使用状況の把握、容器の所在確認等の管理をお願いします。

③ 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、必要以上に貯蔵しない。

○関連条文

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）一般則第 18 条第 2 号、一般則第 6 条第 2 項第 8 号  
液石則第 19 条第 2 号、液石則第 6 条第 2 項第 7 号

◇解説

高圧ガス容器は、それぞれのガスの性状及び容器の内容残量により保管方法が定められております。正しい保管方法で安全に管理を行ってください。ちなみに容積 300 m<sup>3</sup>以上の高圧ガスを貯蔵する時は、都道府県への届出等が必要であり、貯蔵所として法的規制を守る必要が出てきます。

④ 毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理担当者が管理状況を確認する。

○関連条文

（その他消費に係る技術上の基準）一般則第 60 条第 18 号、  
液石則第 58 条第 10 号、液石則第 53 条第 2 項第 2 号

◇解説

高圧ガス容器及び付属設備は、永久に安全性が保障されるようなものではありません。これらには法律や製造者があらかじめ想定した使用期限が設けられており、老朽化や自然劣化に伴い、いずれ使用できなくなります。このようなことから、事業所内で高圧ガスを消費

する際の事故を未然に防止するため、使用する高圧ガス容器及び付属設備（配管、ホース、調整器等）については、毎日の作業の開始時及び終了時の日常点検を行うと共にその点検結果についての記録をお願いします。

毎日の日常点検を欠かさず実施することで高圧ガスの消費に係る事故及び事業所からの容器の盗難、紛失等の発生事例の防止となります。

- ⑤ 使用済み高圧ガス容器は、速やかに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上滞留させない。

◇解説

放置容器・所有者不明容器は消費段階で何らかの要因により所在不明となり、発生するのが殆どです。このことから、ある一定期間を超えて、消費事業所に滞留する容器は不明容器になる可能性が高く、当指針では1年間以上の容器滞留を制限することとしました。この制限は供給事業者からの貸与容器に適用しますが消費事業者の所有容器も十分な容器管理をお願いします。

長期停滞に起因する放置容器、所有者不明容器を無くすため、そして安全確保のためには、1年以上経過した容器を滞留させておくことは望ましくなく、あらかじめ供給事業者と取り交わす契約書等で、容器の安全性の確保を消費事業者が約束し、供給事業者が確認した場合にはこの限りではありません。但し、その場合においても、容器授受簿の法定保存期間は2年であるため、消費事業者での滞留期間としては最長でも2年とします。

- ⑥ 高圧ガスを取り扱う従事者に対して、関係団体等が主催する講習会に参加するなどし、1年に1回以上の高圧ガスの保安に関する教育を実施する。  
また、供給事業者から、高圧ガスを安全に消費するための適切な情報を受けた際には、従事者に対して情報を共有周知し、改善に努める。

◇解説

消費事業者は関係団体が実施する防災教育や保安講習会には進んで参加するなどし、最新の情報を入手することで積極的に災害の防止に努めて頂くとともに、事業所内においては、計画的な教育の実施をお願いします。また、供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報、保安に関する最新情報等の提供を受けた場合には、事業所内での会議等で当該情報の共有をお願いします。

⑦ 高圧ガス容器の紛失及び盗難にあった場合は、供給事業者に速やかに連絡する。

○関連条文

(事故届) 高圧ガス保安法第 63 条

◇解説

高圧ガス容器を紛失した場合、盗難にあった場合は、速やかに行政機関及び供給事業者  
に連絡をお願いします。消費事業者は、占有している貸与容器、又は自社所有容器が紛失、盗  
難にあった場合は、すぐに事故届を提出しなければなりません。その際には速やかに供給事  
業者に連絡をお願いします。

⑧ 事故発生時の緊急連絡体制をあらかじめ設け周知する。

○関連条文

(危険時の措置及び届出) 高圧ガス保安法第 36 条

(事故届) 高圧ガス保安法第 63 条

◇解説

高圧ガスに関わる災害と容器の喪失及び盗難などの所謂高圧ガス事故等の発生時には、  
高圧ガス保安法第 36 条各項 (危険時の措置及び届出) 及び第 63 条各項 (事故届) に基づく  
措置を速やかに行わなければなりません。あらかじめ供給事業者並びに関係機関に対する  
高圧ガスの事故時における連絡体制を定めると共にその内容を従事者に周知し、事業所内  
において連絡・通報の手順をよく確認しておく必要があります。

|       |              |
|-------|--------------|
| 消防署   | 1 1 9        |
| 警察署   | 1 1 0        |
| 行政機関  | 各地域振興局       |
| 供給事業者 |              |
| 自社    | 代表者、責任者、担当者等 |